

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号により随意契約を することができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその 特殊性</p> <p>岐阜県設計積算システムは、農政部、林政部、県土整備部、都市建築部にかかる建設工事や調査設計委託等の積算業務を行うシステムであり、積算精度の向上及び積算事務の負担軽減等事務の効率化を実現している。</p> <p>そのため、岐阜県設計積算システムの一部の単価は、(一財)経済調査会が発刊している「月刊 積算資料」並びに「季刊 土木施工単価」及び、(一財)建設物価調査会が発刊している「月刊 建設物価」並びに「季刊 土木コスト情報」に掲載されている資材単価・土木市場単価・土木工事標準単価・建設機械リース単価を平均し、システムに登録している。</p> <p>本業務は、岐阜県設計積算システムに登録するため「月刊 積算資料」及び「季刊 土木施工単価」に掲載されている各単価データの提供を受けるものである。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないこと の説明</p> <p>(一財)経済調査会の保有する単価データの提供を受けるもので、本委託業務契約の相手は「月刊 積算資料」及び「季刊 土木施工単価」を発行している(一財)経済調査会以外には無い。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。